

【細野保育園】

安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月17日安中市条例第15号)第5条に基づく重要事項説明書

令和8年度入園用

(内容現在:令和8年4月1日)

1 施設の目的

細野保育園(以下、「当園」といいます。)は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

2 運営の方針

- ・ 入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」といいます。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・ 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、保育を行います。
- ・ 利用乳幼児の家庭や地域との様々な社会資源と連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

3 当園の概要

名 称	細野保育園
所在地	安中市松井田町新井394
開所年月日	昭和38年10月1日
電話番号	027-393-2457
園長氏名	萩 原 豊 彦
利用定員	20 人
実施する事業の種類	延長保育、障害児保育、預かり保育 病児保育(体調不良児対応型) 子育て支援センターひよこ

4 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日	開園時間	保育提供時間	延長保育時間	休園日
月曜日～ 金曜日	7時30分～ 18時30分	保育標準時間 7時30分～ 18時30分		日曜日 国民の祝日 年末年始
土曜日	8時00分～ 16時00分	保育短時間 8時30分～ 16時30分	7時30分～ 8時30分 16時30分～ 18時30分	

5 職員体制

	常勤	常勤者の 有資格	非常勤	非常勤者の 有資格	備 考
園 長	1人	1人			
主任保育士	1人	1人			
保育士	6人	5人		1人	
看護師	1人	1人			
支援員	1人	1人			
栄養士	1人	1人			
調理員			1人		
保育補助	1人				
管理員			1人		

6 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 養護と教育の一体的な提供

保育士等は子ども一人ひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。

(2) 病児保育事業「体調不良時対応型」

保育中に体調を崩したりけがをした場合、看護師が対応致します。保護者の方がお子さんを迎えに来るまで一時的に園内の専用スペースでお預かり致します。

(3) 子育て家庭に対する支援

地域の様々な人や場や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育園を目指し、地域の子育て力の向上に貢献していきます。

7 給食等について

(1) 提供方針

給食については、全ての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

(2) 提供方法

自園調理

(3) 昼食・おやつ

保護者の方へは、前月末日までに翌月の献立表をお配りします。

(4) アレルギー等への対応

使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら「食物アレルギーに関する調査票」に記入し、ご提出ください。

(例) 卵・牛乳など

(5) 栄養管理・衛生管理等

給食施設栄養管理報告書を安中保健福祉事務所へ届出済みです。(平成28年12月15日届出)

調理師及び調理に従事する職員は、毎月検便を行っています。(赤痢菌、サルモネラ菌、O-157)

8 当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために、連絡帳を活用します。月に1回、「園だより」「クラスだより」「保健だより」「給食だより」を発行します。月の行事や共通連絡事項などを随時通知にてお知らせします。

9 当園の利用に際し留意していただきたいこと

(1) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の9時までに御連絡ください。

(2) お迎えが遅れる場合

お迎えが遅れる場合、保育短時間の認定を受けた方は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、午後4時までに御連絡ください。

(3) 毎朝の体温等の確認

登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。

(4) 感染症について

麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園する場合は、医師発行の「登園届」・「登園許可証明書」を提出してください。

(5) 与薬について

医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の判断により、治療のため薬の処方が必要とした場合に限り、保護者の承認を得た上で行うことができます。必要がある場合は個別に御相談させていただきます。

(6) 急に延長保育が必要な場合、当日の午後4時までに御連絡ください。

10 健康診断等について

(1) 健康診断・歯科検診

年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、出席ノート及び児童票(保育園に永年保存される個人成長記録簿)に記載します。

(2) 身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、出席ノート及び児童票(保育園に永年保存される個人成長記録簿)に記載します。

※その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら御相談ください。

11 保育料等

(1) 保育料

支給認定をした市が定める保育料を市にお支払いいただきます。納入については、銀行口座振り込みとなります。

(2) 延長保育料

納入については、前月分を翌日はじめに請求しますので、毎月10日までに納入してください。規定で定める日までに発行された納付書(現金払)でお納めください。30分あたり50円とし、月額1000円を上限とします。

12 実費徴収

(1) 毎月の絵本代

クラスごとに集金します

(2) 保護者の会費

保護者の会からの委託により代行受領し、会の会計責任者に引き継ぎます。

現金払

(支払い期限: その都度、集金袋等により速やかに、保育園にお納めください。)

13 利用の終了について

当園は以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- ・ 保育の必要性の事由に該当しなくなったと安中市が決定したとき。
- ・ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

14 支給認定区分・住所等の変更

(1) 支給認定区分の変更

事実発生日(要件を有した(無くした)日)が変更申請日より前であっても、事実

発生日に遡って変更はできません。

ア 3号認定から2号認定に変更する場合

年齢到達で認定区分が変更になる場合、安中市より新しい認定証(2号認定証)が交付されます。

イ 就労時間等の変更に伴う認定区分(時間)を変更する場合

提出書類:「支給認定変更申請書」(安中市指定様式)

「保育を必要とする事由」がわかる書類(就労 : 勤務証明書等)

「支給認定証」

提出先:当園(その後、当園から安中市に提出します。)

15 賠償責任保険の加入

(1)保険会社

群馬県保育協議会

(2)保険の種類

死亡共済

(3)保険金額

4,000,000円(死亡見舞金)

*保険料は、細野保育園で負担いたします。

16 嘱託医

(1)内科

名称	藤巻医院
医院長名	藤巻 康喜
所在地	安中市松井田町松井田 556
電話番号	027-393-1324

(2)歯科

名称	碓氷病院
医師名	歯科医
所在地	安中市原市1-9-10
電話番号	027-385-8221

17 緊急時の対応方法

容体の変化等があった場合は、嘱託医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園の嘱託医等で、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

18 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更) 届出書	安中消防署	平成25年 9月 26日届出 第21号
避難訓練	防火管理者	氏名 萩原豊彦 (第8612号)
防災設備	火災及び地震を想定した避難訓練 (月1回) を実施します。	
	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯	

19 要望・苦情等に関する相談窓口

(1) 受付担当者

氏名 金井 亜弓 (主任保育士) 027-393-4436

(3) 解決責任者

氏名 細野保育園 萩原豊彦 (園長) 027-393-0707

(3) 第三者委員

氏名 萩原 克己 027-393-1744

氏名 吉田 元夫 027-393-1088

(4) 受付方法

面談・文書・電話などの方法で受け付けます。

(5) ご意見箱

当園入口に設置します。園長のみが管理し、口頭や電話で話しづらい場合にご利用ください。無記名の場合には回答できない場合がありますので、ご了承ください。